

# 知的資産経営推進事業について

自社の強みを見つめ直し  
経営に活かすお手伝い



京都府商工部産業支援室

# 御社の強みは何ですか？

- ・取り立てて強みはない
- ・強みを上手く説明できない
- ・強みはあるが利益に結びついていない



# 中小企業知財ヒアリング調査

実施主体	京都府中小企業技術センター・京都府商工部産業支援室
実施時期	平成17年度～現在
実施対象	京都府内中小企業(製造業) 229社
調査方法	アンケート及びヒアリング
調査内容	知的財産権及び独自ノウハウの保有・活用状況等

## 調査により抽出された現状及び課題

- ・ 6～7割の企業は知的財産権を取得しているが大半が防衛目的
- ・ 知的財産権の積極的活用は、ある程度の規模以上の企業やライセンス活用を目的に設立されたベンチャー等一部の企業に限定
- ・ ノウハウはほとんどの企業で保有しており、実質的な技術の強みとして重視しているが、なかなか活用しきれていない。

中小企業を幅広く支援するためには  
特許だけでなく、企業の無形の強み全般  
(知的資産)への支援が必要

資本金  
従業員数  
有形資産  
等



特許

技術

ノウハウ

ブランド

アイデア

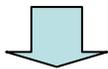
人脈

人材

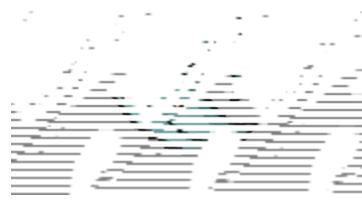
会社経営に役立つ  
目に見えにくい無形資産



企業の本当の価値・強み  
企業競争力の源泉



「知的資産」経営を促進し  
中小企業活性化を目指す



# 知的財産推進をめぐる国の動き

- 平成14年2月 小泉首相が施政方針演説で知財立国宣言
- 平成14年3月 知的財産戦略会議設置
- 平成14年7月 知的財産戦略大綱策定
- 平成15年3月 知的財産基本法施行・知的財産戦略本部設置
- 平成16年7月 知的財産推進計画策定(毎年更新)
- 平成17年10月 知的資産経営の開示ガイドライン作成
- 平成19年3月 中小企業ための知的資産経営マニュアル作成

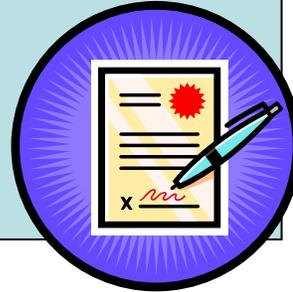
## 京都府中小企業応援条例(H19.4施行)

- 知的財産等の活用の促進を、中小企業活性化施策の柱の一つとして位置づけ
  - ・ 知財活用の拠点として、京都府知的財産総合サポートセンター設置(府中小企業技術センター、京都産業21との連携)
  - ・ 京都工芸繊維大学、(社)発明協会京都支部、京都府が連携して中小企業の知的資産活用を推進

# 京都府がやろうとしていること

## 1. 「知的資産経営」支援 ～手引書、指導人材等の整備～

- ① 報告書ガイドライン作成
- ② 報告書作成講座実施
- ③ 個別指導のための人材育成



## 2. 知的資産経営の評価 ～評価に基づく具体的な インセンティブの提供～

- ① 優良事例の表彰
- ② 低利融資等の優遇制度創設

# 1. 「知的資産経営」支援

## ① 知的資産経営のガイドライン作成

有識者による委員会を設置し、内容検討



## ② 知的資産経営シンポジウム

7月27日(金) 於京都リサーチパーク サイエンスホール

## ③ 知的資産経営を学ぶ実践講座(全6回)

講師: 京都工芸繊維大学 中森准教授

日時: 8月30日(木)～10月25日(木) いずれも午後

場所: 京都府産業支援センター5階

※ 企業と指導者が同時に受講し、共に学ぶゼミナール方式で  
「知的資産経営報告書」作成を指導

## 2. 知的資産経営の評価

- 現在、有識者による知的資産活用評価委員会において、評価基準を作成中
- 知的資産経営報告書に基づき、「知的資産経営」を評価
  - 優良事例はモデル企業表彰や低利融資適用等を検討

# 知的資産活用評価委員会

現在、大学、企業、知財専門機関、産業支援機関、金融機関等により、知的資産経営の推進方法について検討



- ① 知的資産活用促進のためのスキーム協議
- ② 知的資産経営ガイドライン作成
- ③ 知的資産を活用した経営の評価指標作成
- ④ 知的財産等活用融資制度(事業評価型)

# 知的資産経営を学ぶ実践講座

(8/30～10/25 全6回)

- 自社の経営を見つめ直したい
- 強みを積極的に経営に生かしたい

という意欲を持つ府内中小企業の方の  
積極的なご参加をお待ちしております。

お申込みは

京都府知的財産総合サポートセンターまで

京都発明協会内

TEL 075-315-8686